

岡山県中小企業支援資金融資要領

制 定 平成21年4月1日

最終改正 令和5年3月20日

(目的)

第1 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成21年岡山県告示第243号。以下「要綱」という。）に基づき、融資制度の円滑かつ適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(融資申込の手続き)

第2 融資申込の手続きは、別表第1に定めるところによる。

(認定申請書等の様式)

第3 要綱第6条に規定する認定申請書等の様式は、様式第1号及び第2号に定めるところによる。

2 要綱第8条に規定する申告書の様式は、様式第5号から第8号に定めるところによる。

3 要綱別表第7号（融資の対象者欄2）に係る計画書の標準様式は第9号、要綱別表第8号（融資の対象者欄1又は2）に係る指定様式は第10号に定めるところによる。

(運用基準)

第4 資金の運用基準は、別表第2のとおりとする。

(ソフトウェア業)

第5 ソフトウェア業のうち、「他人の需要に応じて、プログラムをフロッピーディスク、磁気テープ等有形の媒体に加工した形で、自己の責任で製造するもの」については、「製造業」として取り扱う。

(金融機関又は保証協会の実績報告)

第6 要綱第11条の規定に基づき金融機関は、様式第3号及び第4号により、融資及び回収の実績を翌月10日までに保証協会に報告するものとする。

2 保証協会は、前項の報告を受けたときは、内容を確認、修正し、遅滞なく知事に報告するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月1日改正）

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

附 則（平成21年10月30日改正）

この要領は、平成21年11月2日から施行する。

附 則（平成22年3月30日改正）

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日改正）

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日改正）

この要領は、平成23年3月30日から施行する。

附 則（平成23年3月30日改正）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月26日改正）

この要領は、平成23年5月2日から施行する。

附 則（平成23年6月20日改正）

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日改正）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年10月30日改正）

この要領は、平成24年11月1日から施行する。

附 則（平成25年1月15日改正）

この要領は、平成25年1月15日から施行する。

附 則（平成25年3月26日改正）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日改正）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月23日改正）

この要領は、平成27年2月2日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月28日改正）

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日改正）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月26日改正）

この要領は、平成28年5月2日から施行する。

附 則（平成28年5月27日改正）

この要領は、平成28年5月27日から施行する。

附 則（平成28年7月8日改正）

この要領は、平成28年7月8日から施行する。

附 則（平成29年3月21日改正）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日改正）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月3日改正）

この要領は、平成30年8月1日から適用する。

附 則（平成31年 3 月20日改正）

この要領は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月17日改正）

この要領は、令和 2 年 2 月25日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月19日改正）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 1 日改正）

この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月26日改正）

この要領は、令和 2 年 5 月26日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日改正）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月18日改正）

この要領は、令和 3 年 5 月18日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月15日改正）

この要領は、令和 4 年 4 月15日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月28日改正）

この要領は、令和 4 年 4 月28日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月28日改正）

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月27日改正）

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月30日改正）

この要領は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月10日改正）

この要領は、令和 5 年 3 月15日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月17日改正）

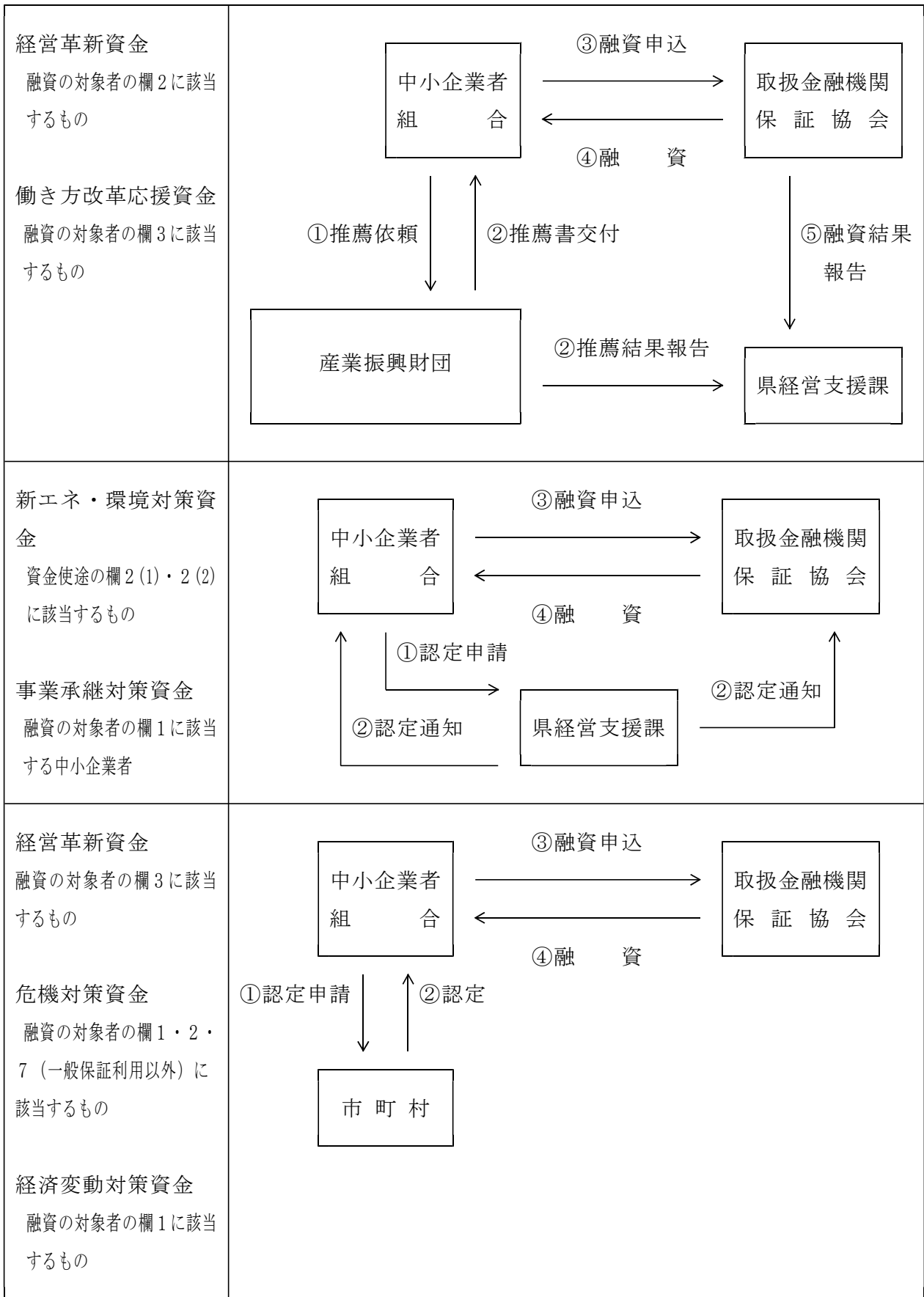
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

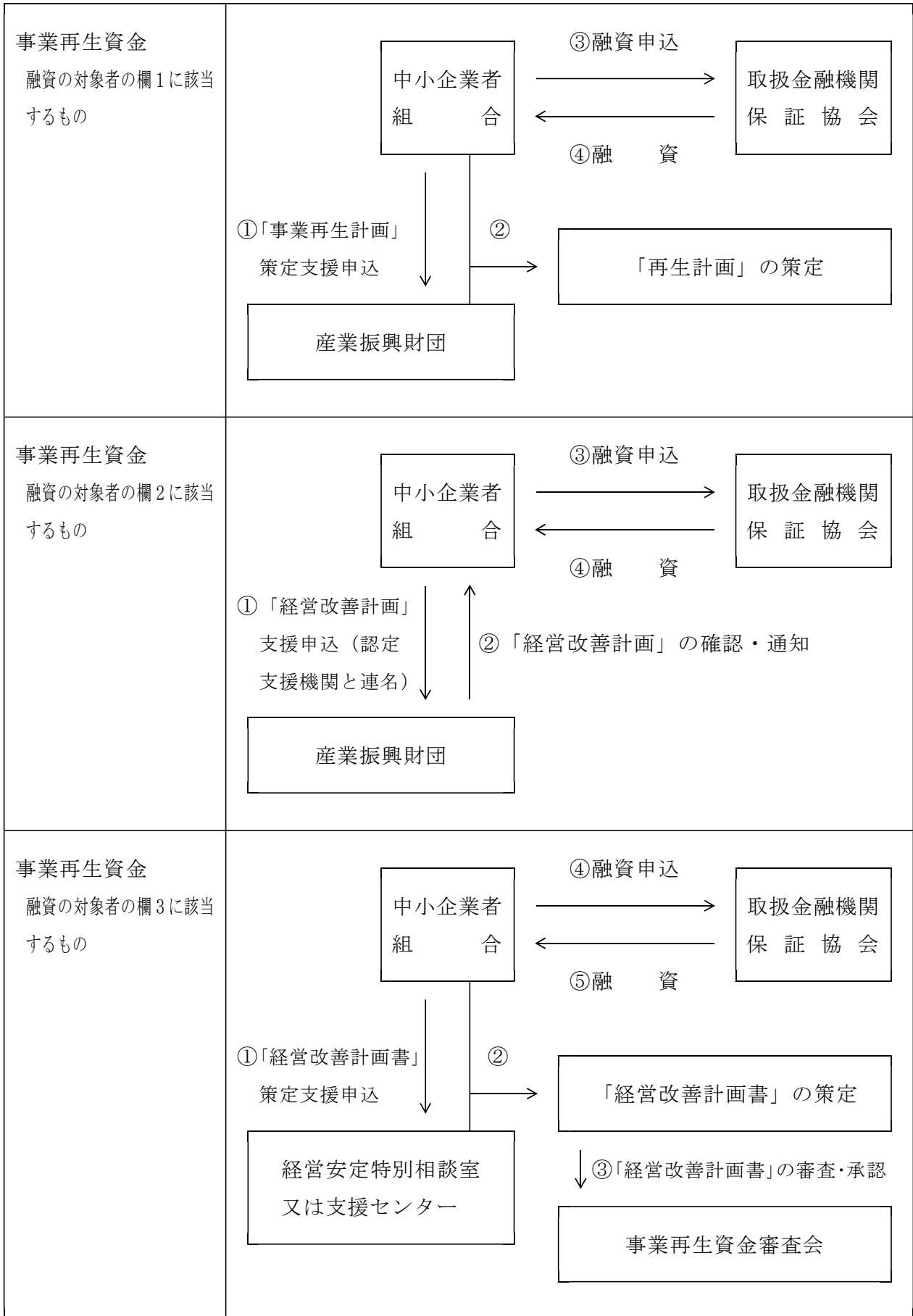
附 則（令和 5 年 3 月20日改正）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1

<p>新規創業資金</p>	<p>The diagram illustrates the flow of funds between two entities: '中小企業者 組合' (SME Group) on the left and '取扱金融機関 保証協会' (Financial Institution/Guarantee Association) on the right. An arrow labeled '①融資申込' (① Financing Application) points from the SME Group to the Financial Institution/Guarantee Association. A second arrow labeled '②融資' (② Financing) points from the Financial Institution/Guarantee Association back to the SME Group.</p>
<p>小規模企業支援資金 (一般)</p>	
<p>小規模企業支援資金 (小口零細)</p>	
<p>事業活性化短期資金</p>	
<p>経営革新資金 融資の対象者の欄 1 に該当するもの</p>	
<p>新エネ・環境対策資金 資金使途の欄 1 (1)・1 (2)・2 (3)・2 (4)・2 (5) に該当するもの</p>	
<p>事業承継対策資金 融資の対象者の欄 2・3 に該当するもの</p>	
<p>働き方改革応援資金 融資の対象者の欄 1・2 に該当するもの</p>	
<p>危機対策資金 融資の対象者の欄 3・4・5・6・7 (一般保証利用) に該当するもの</p>	
<p>経済変動対策資金 融資の対象者の欄 2・3・4 に該当するもの</p>	
<p>経営安定資金</p>	
<p>おかやま中小企業再生支援資金</p>	





別表第 2

資 金 の 運 用 基 準

1 共通基準

共通基準
<ol style="list-style-type: none">1 融資申込金額の単位は、10万円とする。2 融資を申し込もうとする資金について融資残高がある場合は、融資限度額から融資残高を控除した額まで追加融資申込ができるものとする。3 認定の有効期間は6か月以内とする。4 県外に設置される設備については、原則として融資の対象としない。ただし、個別基準に別に定めがあるものについてはこの限りではない。5 運転資金と設備資金は、融資期間又は据置期間が異なる場合を除き、原則として一口で取り扱うこととする。6 別表の融資条件の欄に掲げる要件は、同表各号に掲げる資金（既往の融資実行している資金を含む。）の種類ごとに、それぞれ同表の融資期間（うち据置期間）の欄に掲げる融資期間を限度として、償還が完了するまで適用する。7 知事が適当と認める場合は、融資条件の変更において、据置期間を延長することができるものとする。

2 個別基準

要綱別表第 4 号の資金（事業活性化短期資金）
<ol style="list-style-type: none">1 融資期間の欄に規定する知事が特に必要と認めたとときは、次のいずれかに該当するものをいい、3年以内において融資期間を延長することができるものとする。<ol style="list-style-type: none">(1) 流動資産担保融資根保証の期間満了に際し、変更保証契約による1年間の期間延長を行うもの(2) 1年以内の代金回収が困難となった場合等であって、3年を限度とする確実な返済計画書が提出されたもの

要綱別表第 5 号の資金（経営革新資金）		
<ol style="list-style-type: none">1 新たに実施する事業に要する行政庁の許認可等を取得見込みである場合には、保証協会は、本資金の融資を受けようとする者から、次の様式による誓約書を徴求するものとする。<table border="1" data-bbox="231 1854 1348 2000"><tr><td style="text-align: center;">誓 約 書</td></tr><tr><td>岡山県信用保証協会 御中</td></tr></table>	誓 約 書	岡山県信用保証協会 御中
誓 約 書		
岡山県信用保証協会 御中		

私は、経営革新資金の融資申込時において、新たに実施する事業に要する許認可を取得見込であり、これを取得したときには速やかに貴行（金庫・組合）にその写しを提出します。

令和 年 月 日

事業所所在地
企業名（商号）
代表者名
電話番号
取得予定許認可名

.....
上記の件、当行（金庫・組合）が責任をもって管理いたします。

令和 年 月 日

金融機関（支店）名
支店長

- 2 融資の対象者の欄2に規定する県が別に定めるものは、次のとおりとする。
- (1) 「収益性の向上が見込まれる」とは、融資の対象者の欄2の(1)、(2)、(3)又は(4)にあっては、原則として、融資対象事業の付加価値額（営業利益及び人件費、減価償却費の合計をいう。）が、認定の申請時点における直前期末から3年後の決算において6%以上（従業員数101名以上の企業にあっては3%以上）増加すること。
- (2) 融資の対象者の欄2の(1)に規定する「新分野進出」とは、原則として、現在行っている事業と日本標準産業分類の細分類（4ケタ）で異なる分類の業種への参入をいう。
- ただし、経営形態の転換であるものは、含めるものとする。

要綱別表第6号の資金（新エネ・環境対策資金）

- 1 資金使途の欄1(1)に規定する「新エネルギー利用等」とは、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令（平成9年政令第208号）第1条に規定するものをいい、次のものが該当する。
- (1) バイオマス燃料製造 (2) バイオマス熱利用 (3) 太陽熱利用
(4) 温度差熱利用 (5) 雪氷熱利用 (6) バイオマス発電
(7) 地熱発電 (8) 風力発電 (9) 中小規模水力発電
(10) 太陽光発電
- 2 資金使途の欄1(2)に規定する「クリーンエネルギー自動車」とは、次のとおりとする。
- (1) 電気自動車 (2) 天然ガス自動車
(3) ハイブリッド自動車 (4) プラグインハイブリッド車
(5) 水素自動車 (6) クリーンディーゼル自動車
(7) 電気自動車充電設備 (8) 自家用天然ガス燃料供給設備
- 3 資金使途の欄2(1)に規定する「公害防止施設」とは、次のとおりとする。

- (1) 汚水防止施設 (2) ばい煙防止施設 (3) 騒音防止施設 (4) 振動防止施設
- (5) 粉塵防止施設 (6) 悪臭防止施設
- (7) 廃棄物処理施設 (排出事業者が自ら処理するための施設に限る。)
- (8) 産業廃棄物の最終処分場 (産業廃棄物処理業者が設置するものを除く。)
- (9) その他知事が必要と認めた施設等

4 資金使途の欄 2 (4)に規定する「再生資源」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

この法律において「再生資源」とは、「使用済物品等」（一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。））又は「副産物」（製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事（建設工事）に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。））のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

5 資金使途の欄 2 (4)に規定する「再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備」とは、次のとおりとする。

業 種	設 備
紙製造業	古紙パルプを製造するために必要な設備
ガラス容器製造業	カレットから不純物を除去するために必要な設備
非鉄金属第二次精錬、精製業	アルミニウムくずを原材料としてアルミニウム二次地金を製造するために必要な設備 ----- または、使用済みの密閉型アルカリ蓄電池を原材料としてフェロニッケル及び酸化カドミウム若しくはカドミウムを製造するために必要な設備
アルミニウム・アルミニウム合金圧延業又は非鉄金属鋳物製造業	アルミニウムくずを原材料としてアルミニウム二次地金を製造するために必要な設備
プラスチック製品製造業	プラスチックの製造に係る設備であって、廃プラスチック類を原材料とするために必要な設備
高炉による製鉄業	スラグをその粒度に応じて破碎するために必要な設備 ----- （水を利用して破碎を行う場合にあつては、脱水装置及び水回収装置を含む。）
製鋼・製鋼圧延業	スラグをその粒度に応じて破碎するために必要な設備 ----- または、電気炉の廃熱を利用して鉄くずから不純物を除去するために必要な設備
上記以外の製造業	再生資源を原材料として利用する製品の製造に必要な設備

- 6 資金使途の欄 2 (5)に規定する「フロン類（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC））使用施設の代替施設の設置又は回収装置等」とは、次のとおりとする。
- (1) 脱フロン類洗浄設備
 - (2) 省フロン類洗浄設備
 - (3) フロン類回収装置（回収容器を含む。）
 - (4) フロン類破壊装置
 - (5) 脱フロン類対応型冷凍空調設備
- 7 融資の対象者として知事の認定を受けようとする者は、様式第 1 号による融資対象者認定申請書を県経営支援課へ提出するものとする。

要綱別表第 7 号の資金（事業承継対策資金）

- 1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。
- ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については借換の対象としない。
- 2 保証料の欄に規定する知事が別に定める者とは、事業承継特別保証制度要綱に定める事業の承継に対する支援に係る事業を行う者による確認を受けた者とする。

要綱別表第 8 号の資金（働き方改革応援資金）

- 1 融資の対象者の欄 3 に規定する「生産性の向上が見込まれる」とは、設備の導入により、申込時点における直前期末から 3 年後の決算において付加価値額（営業利益及び人件費、減価償却費の合計をいう。）が、次のとおり向上する計画であることをいう。
- (1) サービス産業の場合 3 %（年率平均 1 %）以上
 - (2) 製造業(※)の場合 6 %（年率平均 2 %）以上
- ※従業員数101名以上の企業にあっては、3 %（年率平均 1 %）以上

要綱別表第 9 号の資金（危機対策資金）

- 1 融資の対象者の欄 3 に規定する知事が指定する災害とは、暴風、豪雨、洪水、地震等異常な自然現象等による災害で、次のいずれかに該当するものとする。
- (1) 「災害救助法」の適用を受けたもの
 - (2) 「激甚災害」の指定を受けたもの
 - (3) その他(1)又は(2)に準ずる災害として知事が特に認めたもの
- 2 知事による災害の指定について
- 中小企業者又は組合が 1 の災害により被害を受けたことが判明したときは、知事は災害を指定し、本資金の適用を関係機関へ通知する。ただし、当該災害により融資の対象者の欄 2 に規定する者に本資金を適用する場合は、この限りではない。
- 3 新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に関し、市町村長から信

用保険法第2条第5項第4号若しくは第5号又は同条第6項に該当することについて認定を受けた者及び融資の対象者の欄7に該当する者に係る要綱第4条第2号に掲げる要件については、手続きの迅速化を図るため、当該要件の確認に係る書類の提出を省略することができるものとする。

- 4 資金使途の欄(5)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。

ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については借換の対象としない。

要綱別表第10号の資金（事業再生資金）

- 1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。

ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については借換の対象としない。

要綱別表第11号の資金（経済変動対策資金）

- 1 融資の対象者の欄2に規定する為替相場の変動により事業活動に影響を受けている者とは、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 最近3か月間に輸出又は輸入取引が売上高の20%以上を占める月があり、かつ、輸出又は輸入取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少している者

(2) 最近3か月間に輸出入関連企業との取引が売上高の20%以上を占める月があり、かつ、輸出入関連企業との取引における最近3か月間の平均売上高が前年同期に比べ減少している者

- 2 保証協会及び金融機関は、融資の対象者の欄2に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から、別紙様式第5号又は第6号による申告書を徴求するものとする。

- 3 保証協会及び金融機関は、融資の対象者の欄3(1)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から別紙様式第7-1号による申告書を徴求し、また、融資の対象者の欄3(2)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から様式第7-2号による申告書を徴求するものとする。

なお、最近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率の算出が困難な場合にあっては、直近期とその前期の決算書等における平均売上総利益率又は平均営業利益率に置き換えることができるものとする。

- 4 保証協会及び金融機関は、融資の対象者の欄4(1)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から別紙様式第8-1号による申告書を徴求し、また、融資の対象者の欄4(2)に該当することにより本資金の融資を受けようとする者から様式第8-2号による申告書を徴求するものとする。

- 5 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。

ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については借換の対象としない。

- 6 新型コロナウイルス感染症の影響による売上高等の減少に関し、市町村長から信用保険法第2条第5項第5号に該当することについて認定を受けた者及び融資の対象者の欄4に該当する者に係る要綱第4条第2号に掲げる要件については、手続きの迅速化を図るため、当該要件の確認に係る書類の提出を省略することができるものとする。

要綱別表第12号の資金（経営安定資金）

- 1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。

ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については借換の対象としない。

要綱別表第13号の資金（おかやま中小企業再生支援資金）

- 1 資金使途の欄(2)に規定する知事が別に定める既往の借入金とは、保証協会の保証付き融資とする。

ただし、金融機関と保証協会の提携保証「はばたき」及び「いぶき」については借換の対象としない。

- 2 要綱第4条第2号に掲げる要件については、手続きの迅速化を図るため、当該要件の確認に係る書類の提出を省略することができるものとする。